

(立替金)

問 94 当社は、取引先のB社に経費を立て替えてもらう場合があります。

この場合、経費の支払先であるC社から交付される適格請求書には立替払をしたB社の名称が記載されますが、B社からこの適格請求書を受領し、保存しておけば、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすこととなりますか。【令和6年4月改訂】

【答】

貴社が、C社から立替払をしたB社宛に交付された適格請求書をB社からそのまま受領したとしても、これをもって、C社から貴社に交付された適格請求書とすることはできません。

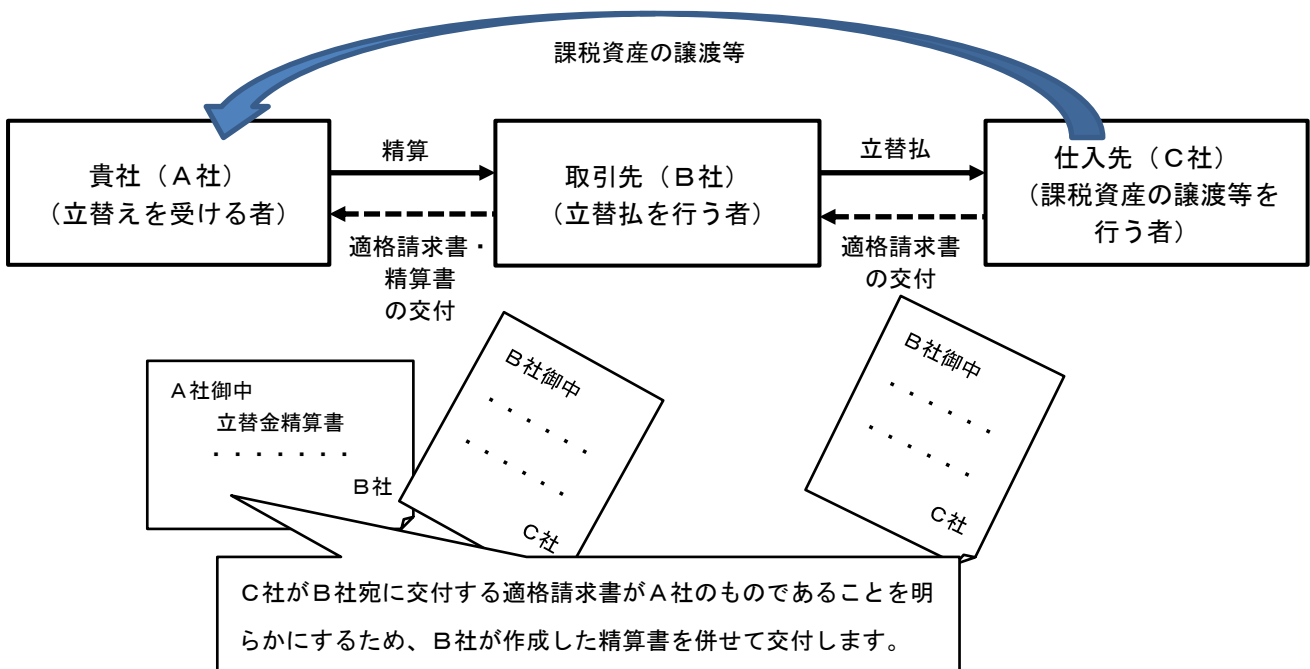
ご質問の場合において、立替払を行ったB社から、立替金精算書等の交付を受けるなどにより、経費の支払先であるC社から行った課税仕入れが貴社のものであることが明らかにされている場合には、その適格請求書及び立替金精算書等の書類の保存をもって、貴社は、C社からの課税仕入れに係る請求書等の保存要件を満たすこととなります（基通11-6-2）。

また、この場合、立替払を行うB社が適格請求書発行事業者以外の事業者であっても、C社が適格請求書発行事業者であれば、仕入税額控除を行うことができます。

なお、立替払の内容が、請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる課税仕入れに該当することが確認できた場合、貴社は、一定の事項を記載した帳簿を保存することにより仕入税額控除を行うことができます。この場合、適格請求書及び立替金精算書等の保存は不要となります。

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる課税仕入れについては、問104《帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合》を、帳簿の記載事項については、問110《帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の帳簿への一定の記載事項》をご参照ください。

【立替金の取引図】



## 【立替金精算の記載イメージ】

消費税額は、以下のいずれかの方法により算出。

- ① 合計金額を税率で割り戻して算出し、端数処理する。
- ② 各料金ごとに税率で割り戻して算出した上で端数処理し、それらを合計する。

本精算書の保存をもって仕入税額控除の適用が可能である点（＝売手が適格請求書発行事業者である点）を表示することも一案。

株式会社A社 御中		立替金精算書		株式会社 B社 ●	
				発行日 20XX.11.30	
内容	金額 (税込)	消費税 (10%)	備考		
電気料金	1,100円	100円	20XX年10月分 C社 ●		
水道料金	1,650円	150円	20XX年10月分 D社 ●		
合計	2,750円	● 250円			

● 本精算書の保存をもって仕入税額控除の適用を受けることが可能です。

立替払いを行う者（B社）の登録番号は記載不要

仕入税額控除の適用を受けるに当たり、売手の名称を帳簿に記載することから、名称を表示

(参考1) A社を含む複数者分の経費を一括してB社が立替払している場合、原則として、B社はC社から受領した適格請求書をコピーし、経費の支払先であるC社から行った課税仕入れがA社及び各社のものであることを明らかにするために、B社が作成した精算書を添えるなどし、A社を含む立替えを受けた者に交付する必要があります。

しかしながら、立替えを受けた者に交付する適格請求書のコピーが大量となるなどの事情により、立替払を行ったB社が、コピーを交付することが困難なときは、B社がC社から交付を受けた適格請求書を保存し、立替金精算書を交付することにより、A社はB社が作成した（立替えを受けた者の負担額が記載されている）立替金精算書の保存をもって、仕入税額控除を行うことができます。

この場合、立替払いを受けたA社等は、立替金精算書の保存をもって適格請求書の保存があるものとして取り扱われるため、立替払を行った取引先のB社は、その立替金が仕入税額控除可能なものか（すなわち、適格請求書発行事業者からの仕入れか、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れか）を明らかにし、また、適用税率ごとに区分するなど、A社が仕入税額控除を受けるに当たっての必要な事項を立替金精算書に記載しなければなりません。

したがって、立替金精算書に記載する「消費税額等」については、課税仕入れの相手方であるC社から交付を受けた適格請求書に記載された消費税額等を基礎として、立替払いを受ける者の負担割合を乗じてあん分した金額によるなど合理的な方法で計算した「消費税額等」を記載する必要がありますが、複数社の支払先に係る立替金精算書については、支払先ごとに区分して記載するほか、税率ごとにまとめて1回端数処理することも可能です（詳細については、問57《適格請求書に記載する消費税額等の端数処理》（参考）③をご参照ください。）。また、立替金精算書に記載する複数の事業者ごとの消費税額等の合計額が適格請求書に記載された「消費税額等」と一致しないことも生じますが、この消費税額等が合理的な方法により計算されたものである限り、当該立替金精算書により仕入税額控除を行うこととして差し支えありません。

なお、仕入税額控除の要件として保存が必要な帳簿には、課税仕入れの相手方の氏名又は名称の記載が必要であるほか、その仕入れ（経費）が適格請求書発行事業者から受けたものか否かを確認できるよう、立替払を行ったB社とA社の間で、課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号を確認できるようにしておく必要があります。

ただし、これらの事項について、別途、書面等で通知する場合のほか、継続的な取引に係る契約書等で、別途明らかにされているなどの場合には、精算書において明ら

かにしていなくても差し支えありません。

(参考2) 買手が作成した一定の事項の記載がある仕入明細書等の書類で、売手である適格請求書発行事業者の確認を受けたものについても、請求書等に該当しますので、B社からB社宛の適格請求書を受領し、貴社において立替金精算書の内容を記載した書類等(明細書)を作成してB社宛に交付し、その内容の確認を受けることで、貴社は、当該明細書及びB社宛の適格請求書の保存をもって、仕入税額控除を行うことができます。

なお、この対応であっても、立替払を受ける者が多数いるなどの事情によりB社宛の適格請求書の交付を受けられなかった場合は、当該B社宛の適格請求書の保存は不要(当該明細書のみ)の保存)で、仕入税額控除を行うことができます。

また、受領したB社宛の適格請求書について、宛名部分等を修正し、その修正した事項についてB社の確認を受けることで、その書類は適格請求書であるのと同時に修正した事項を明示した仕入明細書等にも該当することから、当該書類を保存することで、仕入税額控除の適用を受けることとして差し支えありません。

仕入明細書等による適格請求書等の誤りの修正についての詳細は、問32《交付した適格請求書に誤りがあった場合の対応》を、修正した適格請求書の交付方法の詳細については、問33《修正した適格請求書の交付方法》を、適格請求書と仕入明細書等を一の書類で交付することの詳細については、問91《適格請求書と仕入明細書を一の書類で交付する場合》を、仕入明細書を受領した場合における売上税額の積上げ計算の詳細については、問121《仕入明細書を受領した場合における売上税額の積上げ計算》を、それぞれご参照ください。

(参考3) 国税庁ホームページ「インボイス制度特設サイト」に掲載しているYouTube動画「3分でわかる インボイス立替金精算」も併せてご参照ください。

「インボイス制度特設サイト」  
「通達・Q&A よくあるお問い合わせなど  
(立替金精算)」

